

平成20年第1回

三重地方税管理回収機構議会定例会

会 議 録

三重地方税管理回収機構議会

1 期 日 平成20年2月27日 午後1時53分開会
平成20年2月27日 午後2時22分閉会

2 議会会議場所

三重県庁舎 2階 特別会議室

3 出席議員

議員	今岡	睦之
議員	水谷	元
議員	川岸	光男
議員	山田	信博
議員	奥山	始郎
議員	長谷川	順一

4 欠席議員

議員	伊藤	允久
議員	西田	健

5 議会定例会出席議事説明者

執行部側

管 理 者	柏 木 廣 文
事 務 局 長	前 鳶 卓 弥
事務局総務課長	福 永 賢 治

議会事務局側

書記長徴収課主査	越 川 靖 之
書 記徴収課主事	奥 田 昌 宏

平成20年第1回

三重地方税管理回収機構議会定例会議事日程

議事日程

平成20年2月27日(水)午後2時00分開議

「議事日程」

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の件

日程第3

報告第1号 専決処分の承認について

報告第2号 専決処分の承認について

報告第3号 専決処分の承認について

日程第4

議案第1号 平成20年度三重地方税管理回収機構一般会計予算について
第1表歳入歳出予算

議 会 議 席

書 記 書記長

議 長

水谷議員

今岡議員

(欠)伊藤議員

川岸議員

奥山議員

山田議員

(欠)西田議員

長谷川議員

記
者
席

傍
聴
席

事務局長

機構管理者

総務課長

入 口

平成20年第1回三重地方税管理回収機構議会

定例会議事録

議長（今岡睦之議員） 「これより、議会定例会に入らせていただきます。ただいまの出席議員は6名でございます。定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。これより平成20年第1回三重地方税管理回収機構議会定例会を開会いたします。それでは、本日の会議に入りたいと思います。」

議長（今岡睦之議員） 「はじめに、本定例会の書記として越川靖之徴収課主査、さらに奥田昌宏徴収課主事を任命いたしまして、議事進行を補佐させたいと存じますのでよろしくお願いいたします。」

議長（今岡睦之議員） 「日程に先立ち、地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者の報告でございますが、これは本機構管理者をはじめ、お手元にお配りいたしております報告に記載のとおりでございます。」

議長（今岡睦之議員） 「次に、議事日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第60条の規定によりまして、水谷議員、並びに長谷川議員を指名させていただきますのでよろしくお願いいたします。」

議長（今岡睦之議員） 「つづいて、議事日程第2、会期の件を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。」

「異議なし」と呼ぶ者有り

議長（今岡睦之議員） 「ありがとうございます。ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。それでは、次

に議事日程第3、報告第1号ないし報告第3号、専決処分
の承認について、一括して議題といたします。執行部
側から議案が提出されておりますので、報告させます。
越川書記長。」

書記長（越川靖之君） 「はい。それでは、議案第1号について報
告いたします。

専決処分の承認について

三重地方税管理回収機構の移管事案にかかる滞納処分につ
いて、第三債務者に対して支払督促の申立てを行った
ところ、第三債務者より異議申立てがあり民事訴訟法第
395条の規定により、支払督促の申立ての時に訴えの
提起があったものとみなされ通常訴訟へ移行されるため、
取立訴訟の提起を地方自治法第179条第1項の規定に
より、専決処分としたので報告をして承認を求める。

事件 平成19年（ワ）第52号 取立金請求事件

訴訟手続き等委任事項

機構顧問楠井弁護士他に対して訴訟委任状を提出

経過報告

平成19年11月30日に支払いがあったため、訴訟
を取下げ

続きまして、報告第2号について、報告いたします。

専決処分の承認について

三重地方税管理回収機構の移管事案について、滞納者が
大手消費者金融会社Aに対して有する過払金返還請求権
を差押えたところ、支払催告に応じないため、取立訴訟
の提起を地方自治法第179条第1項の規定により、専
決処分としたので報告をして承認を求める。

事件 平成20年（八）第40号 取立金請求事件

訴訟手続き等委任事項

機構顧問楠井弁護士他に対して訴訟委任状を提出

経過報告

係争中

続きまして、報告第3号について、報告いたします。

専決処分の承認について

三重地方税管理回収機構の移管事案について、滞納者が大手消費者金融会社Bに対して有する過払金返還請求権を差押えたところ、支払催告に応じないため、取立訴訟の提起を地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分としたので報告をして承認を求める。

事件 平成20年(八)第41号 取立金請求事件

訴訟手続き等委任事項

機構顧問楠井弁護士他に対して訴訟委任状を提出

経過報告

係争中

以上です。」

議長(今岡睦之議員) 「本件につきまして、執行部側の説明を前
寫事務局長からお願いをいたします。」

事務局長(前寫卓弥君) 「はい。報告第1号から報告第3号 専
決処分の承認について、ご説明申し上げます。報告第1
号につきましては、第三債務者に対して支払督促の申立
てを平成19年8月6日に行ないましたところ、第三債
務者より異議申立てが8月21日になされ、民事訴訟法
の規定により、支払督促の申立ての時に訴えの提起があ
ったものとみなされ、通常訴訟へ移行されたことから、
取立訴訟の提起を地方自治法第179条第1項の規定
(特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がな
いことが明らかであると認めるとき)により、専決処分
としたものでございます。

なお、本訴訟の経過報告ですが、平成19年11月30
日に第三債務者から420万円全額の支払いがなされた
ため、訴訟を取下げたところでございます。

次に、報告第2号及び報告第3号につきましては、同一
滞納者が大手消費者金融会社2社に対して支払った、利
息制限法の上限金利を超えた利息計144万円の過払金
返還請求権を差押えましたが、2社とも支払催告に応じ

ないため訴訟以外に手段がないと判断いたしまして、取立訴訟の提起を地方自治法第179条第1項の規定（特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき）により、専決処分としたものでございます。

本年2月22日に訴訟を提起しましたが、全国で三例目ということもあり、報道機関に大きく取り上げられたところでございます。

なお、両訴訟の経過報告でございますけれども、来週の3月4日が第1回口頭弁論の予定となっておりますところでございます。よろしく、ご承認賜りますようお願い申し上げます。」

議長（今岡睦之議員） 「説明が終わりました。ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。」

「異議なし」と呼ぶ者あり

議長（今岡睦之議員） 「それでは、これより報告第1号ないし報告第3号について、採決をいたします。本件は、執行部原案のとおり決することにご異議ございませんか。」

「異議なし」と呼ぶ者あり

議長（今岡睦之議員） 「ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、報告第1号ないし報告第3号 専決処分の承認につきましては、原案のとおり承認されました。」

議長（今岡睦之議員） 「つづきまして、議事日程第4、議案第1号 平成20年度三重地方税管理回収機構一般会計予算につきまして、議題といたします。執行部側から議案が提出されておりますので、越川書記長に報告させます。」

書記長（越川靖之君） 「はい。それでは、議案第1号について報告いたします。」

平成20年度三重地方税管理回収機構一般会計予算について

平成20年度三重地方税管理回収機構の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ257,680千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予算額に過不足を生じた場合における同一款内の各項の間の流用

以上です。」

議長(今岡睦之議員) 「提出議案につき、執行部側の説明を前寫事務局長からお願いをいたします。」

事務局長(前寫卓弥君) 「はい。議案第1号 平成20年度三重地方税管理回収機構一般会計予算について、ご説明申し上げます。

平成20年度一般会計予算は、歳入歳出とも257,680千円でございます。前年度一般会計予算と比較いたしますと、3,908千円の減となっております。

歳入歳出予算の内容につきましては、先程の全員協議会にて説明したとおりでございます。

一時借入金の最高額は2,000万円ではありますが、これは、前年度と同額でございます。

また、歳出予算の各項の経費の金額を流用することがで

きる場合とは、予算額に過不足が生じた場合に同一款内での各項間の流用とするものでございます。
ご審議のうえ、議決を賜りますようお願い申し上げます。」

議長（今岡睦之議員） 「議案第1号について、皆さん方ご質疑はございませんですか。」

「異議なし」と呼ぶ者あり

議長（今岡睦之議員） 「それでは、議案第1号 平成20年度三重地方税管理回収機構一般会計予算につきまして、採決をいたします。本案は執行部原案のとおり決することにご異議ございませんですか。」

「異議なし」と呼ぶ者あり

議長（今岡睦之議員） 「ありがとうございます。全員ご異議なしと認めます。よって、議案第1号については、執行部の原案のとおり可決されました。」

議長（今岡睦之議員） 「以上をもちまして、今定例会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。よって平成20年第1回三重地方税管理回収機構議会定例会を閉会といたします。ご協力誠にありがとうございました。」